

II 林業経営について

1. 森林・林業基本計画及び計画の目指す方向について

(1) 「望ましい林業構造の確立」とは何を目指しているか、教示願いたい。

(答)

- 1 森林・林業基本法においては、林業の持続的かつ健全な発展が図られるよう、「国は、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立（望ましい林業構造の確立）」するために必要な施策を講ずることとされているところである。
- 2 現行「森林・林業基本計画」の策定に際して、平成 20 年における「望ましい林業構造」の姿を示しており、具体的には、
 - ① 「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体及び林業事業体の数を平成 17 年の 2,200 から 2,600 に増加させること
 - ② これらの者による素材生産量のシェアを平成 17 年の約 5 割から約 6 割に、造林・保育面積のシェアを平成 17 年の約 6 割から約 7 割に拡大することを目標としているところである。

(注) 「効率的かつ安定的な林業経営」とは、次をいう。

- ・ 林家等の林業経営体にあつては、継続的な林業生産活動を行い、主たる従事者の生涯所得が基本的には地域における他産業従事者と遜色のない水準を確保できる（林家が法人化した会社にあつては、継続的な林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を支出した上で利益を確保できる）林業経営
- ・ 林業事業体にあつては、生産性の高い林業生産活動を行い、これに必要な適切な経費を支出した上で利益を確保できる林業経営

(2) 「林業生産組織の活動の促進」とは何を目指しているか、また、林業生産組織とは何を指しているか、教示願いたい。

(答)

- 1 森林・林業基本法において、「国は、地域の林業における効率的な林業生産の確保に資するため、森林組合その他の委託を受けて森林の施業又は経営を行う組織等の活動の促進」に必要な施策を講ずることとされているところである。
- 2 「林業生産組織の活動の促進」により「望ましい林業構造の確立」が図られるものであり、具体的には、平成27年において、
 - ① 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業生産組織の数を平成17年の700から1,100に増加させること
 - ② これらの者による素材生産量のシェアを効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林家等の林業経営体の実施分と合わせて、平成17年の約5割から約6割に、造林・保育面積のシェアを平成17年の約6割から約7割に拡大することを目指しているところである。
- 3 なお、この場合の林業生産組織とは、森林所有者からの委託を受けて造林、間伐などの作業を行う森林組合、素材生産業者等林業事業体を指すものである。

(3) 「意欲ある林業事業体への施業の集約化」とは何を目指しているか、また、林業事業体とは何を指しているか、教示願いたい。

(答)

- 1 林業事業体とは、(2)の林業生産組織と同義であり、具体的には、森林所有者からの委託を受けて造林、間伐などの作業を行う森林組合、素材生産業者等を指すものである。
- 2 「意欲ある林業事業体への施業の集約化」を通じて、これらの事業体（林業生産組織）の活動を促進することとしており、したがって、「意欲ある林業事業体への施業の集約化」の目指す姿は、(2)における「林業生産組織の活動の促進」の目指す姿と同様である。

(4) (1)～(3)について、どのように実現しようとしているのか、目標数値など具体的に教示願いたい。

(答)

- 1 平成 27 年の「望ましい林業構造」では、効率的かつ安定的な林業経営を育成することにより、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担えるよう
 - ① 「効率的かつ安定的な林業経営」を担い得る林業経営体及び林業事業体の数を平成 17 年の 2,200 から 2,600 に増加させること
 - ② これらの者による素材生産量のシェアを平成 17 年の約 5 割から約 6 割に、造林・保育面積のシェアを平成 17 年の約 6 割から 7 割に拡大することを目標に設定している。

- 2 この目標を達成するためには、施業等の集約化による林業経営の規模の拡大や、生産方式の合理化等による林業生産コストの低減などにより、収益性の向上を図るとともに、ニーズに対応して国産材を安定的に供給する体制を整備していくことが必要と考えている。

- 3 このため、林野庁においては、
 - ① 森林組合等林業事業体による森林所有者への積極的な働きかけを通じた施業の集約化
 - ② 作業道等の路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムの開発・普及
 - ③ 川上からの原木の供給と川下の製材工場等の需要に関する情報の結びつけなどの取組を総合的に推進しているところであり、これらの施策を通じて、目標の達成を目指していく考えである。

II 林業経営について

2. 施業の集約について

(1) 施業の集約に必要な森林情報はどの程度整備されているか、教示願いたい。併せて、正確な森林情報の整備が緊急に必要と考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 民有林に係る森林の情報については、地域森林計画の樹立・変更に当たって、全ての都道府県において、森林所有者名、森林の所在や林況等をまとめた森林簿を作成しており、地域森林計画のほか、市町村森林整備計画や森林所有者等の森林施業計画の作成に必要な情報として活用されている。
- 2 また、森林情報の整備に当たっては、森林資源の効率的な把握と森林簿への適切な反映などについての取組を促進しているところである。

(2) 現在、森林情報は都道府県が管理しているが、施業集約を進める専門林家より、情報の閲覧が庁舎内に限定され写しを取ることができない、施業集約計画の作成を都道府県庁舎でしかできない、との指摘があるが見解を伺いたい。併せて、都道府県が管理している森林情報は、森林組合には自動的に提供されているが、専門林家や素材生産業者等へは提供されない、との指摘があるが見解を伺いたい。

(答)

- 1 森林簿は森林所有者名などの個人情報を含むことから、その提供等に当たっては、都道府県における個人情報の保護に関する条例に基づき、取扱いが規定されており、都道府県によって森林簿の提供先や提供の方法などが異なっていると承知している。
- 2 林野庁としては、都道府県条例に基づく森林簿の取扱いについては、提供先の情報管理規定や、提供に当たっての審査基準など先行県の取組事例を紹介するなど、森林施業の集約化に取り組む林業事業者への提供が円滑に進められるよう、都道府県に対する助言を行っているところである。

(3) 農業分野においては、農地情報を誰でもアクセスするようオープン化していく案が提示されているが、森林情報のオープン化について、見解を伺いたい。

(答)

- 1 森林簿は、森林組合などの林業事業体が、森林所有者への森林施業の提案や森林施業計画の作成等により森林施業の集約化を図る際に必要不可欠な情報を含んでいる。
- 2 このため、林業事業体への情報提供が円滑に進められるよう都道府県に対し助言を行うなど、今後とも、都道府県における森林簿の情報提供等の取組を促して参りたい。

(4) 農業分野においては、農業委員会において農地の利用調整をしており、今後は面的集積組織を設置し農地の集約を支援していく案が提示されているが、施業の集約化については、現在、どのような利用調整が行われており、今後、どのような支援をお考えか、教示願いたい。

(答)

- 1 我が国の私有林の所有構造は小規模・分散的であることから、森林整備の適切な推進とともに、国産材を安定的に供給していくためには、間伐材の生産、販売に意欲的に取り組む森林組合等林業事業者が森林所有者に働きかけて施業の集約化を図ることが必要と考えている。
- 2 このため、平成19年度から施業の集約化を加速的に進めるため、「施業集約化・供給情報集積事業」に取り組んでいるところであり、この事業の実施を通じて、
 - ① 森林組合等林業事業者が森林所有者に施業の集約化を働きかける地域施業提案会の開催
 - ② このような提案会に際して、施業内容、コスト、林産物販売収益などを森林所有者に明示し施業の提案を行うことができる森林施業プランナーの育成
 - ③ 上記①の働きかけを通じた施業の集約化に必要な森林組合等林業事業者と森林所有者との間の長期施業受委託契約の締結
 - ④ 集約化した森林の調査・測量、原木供給可能量情報の集積・提供を進めているところである。また、平成19年度から森林整備地域活動支援交付金において、施業の集約化に必要な「森林情報の収集活動」に対して支援を講じているところである。
- 3 今後とも、これらの取組を通じて、間伐等に意欲的に取り組む森林組合等林業事業者への施業の集約化に取り組んでいく考えである。

(5) 施業の集約化に向けては、自治体や林業事業体、素材生産業者、専門林家等を構成員とした地域協議会などを設置し、地域ごとの担い手による集約化計画などを策定する必要があると考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 我が国の私有林の所有構造は小規模であり、間伐等の施業が分散的に行われていることから、こうした課題を克服し、作業ロットの拡大を図り、生産コストの縮減を図っていくためには、森林組合等林業事業体が森林所有者に働きかけて施業を集約化することが必要であると考えている。

- 2 御提案の地域協議会については、地域の実情に応じてそのような場を設置することも有効と考えている。現在、森林組合等林業事業体が、市町村、都道府県、専門林家等とも連携して、実質的に地域の関係者が連絡調整を図りながら施業の集約化に取り組んでいるところであり、引き続きこうした取組を支援して参りたい。

II 林業経営について

3 広葉樹林化及び長伐期化の推進等について

(1) 広葉樹林化及び長伐期化の推進は、「資源の循環利用林」も対象としているか、教示願いたい。

(答)

- 1 我が国は、狭小で急峻な国土に多くの人口を擁しており、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する機会が多いことから、立地条件等に応じて機能間の調整を行いつつ、重視すべき森林の機能の区分を設定し、基本的な森林整備及び保全の方向をわかりやすく国民に示すこととしている。
- 2 全ての森林の機能の区分に当たっては、基本的に尾根や沢などの天然界を大括りし設定することとしており、重視すべき機能が資源の循環利用であったとしても、立地条件によっては広葉樹林化や長伐期化を図ることが望ましい森林が包含され得るものと考えている。

(参考)

1 資源の循環利用林について

森林の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、一定のまとまりがあり、林道等の基盤整備が適切に整備される森林。

2 施業方法について

- ① 成長量が高くない針葉樹単層林等については、帯状又は群状の抜き伐り等により効率的に複層状態の森林へ誘導。針葉樹単層林に介在する広葉樹林等の継続的な育成管理が必要な天然生林は、更新補助や本数調整等により優良大径材を有する複層状態の森林に誘導
- ② 成長量の高い針葉樹単層林等については、適切な保育及び単層状態の森林として育成
- ③ 尾根筋や沢筋等に存在する育成複層林や育成単層林の周辺に位置し、主として天然力を活用することによって健全な状態が維持される森林については、必要に応じて適切な保育

(2) 経済活動においては、どのような樹木を選択し、どのような期間で伐採するかは、経営者の自由と考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 経済活動の観点からは、どのような樹木を選択し、どのような期間で伐採するかは、一義的には、森林所有者の判断に委ねられる。
- 2 しかしながら、森林は木材の供給等の経済的機能のほか、山地災害の防止、水源のかん養などの公益的機能を有しており、この公益的機能は、地形、水系等を媒体として、森林と一体性を有する地域の住民が等しく受益するものであり、機能の非移動性及び受益の非排除性を有する公共財としての性格を有している。
- 3 このため、森林法に基づく森林計画制度や森林整備事業等の補助制度により、望ましい森林の姿に誘導するための各種対策が講じられている。

II 林業経営について

4. 基盤整備及び機械化の推進について

(1) どのような林業形態（小面積皆伐林業、間伐林業）においても、作業効率の向上のために、路網整備が不可欠と考えるが、教示願いたい。

(答)

林道、作業道等の林内路網は、国土の保全や水源のかん養、地球温暖化防止等の公益的機能を発揮させるための森林整備や間伐材等の木材を搬出する上で、対象森林へのアクセスを確保するとともにコストの低減のために不可欠な施設であり、各々の林業形態や作業システムに応じた適切な路網の整備を進める必要があると考えている。

(2) 地質、地形、植生を考慮した安全で効率的な路網設計を指導できる人材が不足しているとの指摘があり、事実、場所によっては路網整備によって災害を誘引した例もある。したがって、路網整備以前に技術者の育成が急務であり、その技術者による路網整備のルール化が必要と考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 作業路網整備については、近年の路網作設技術の向上も踏まえ、簡易で耐久性のある構造での整備を推進しているところであり、これを進めるに当たって技術的な助言や指針などを適切に示していくことは重要であると考えている。このため、切土高の抑制や雨水の排水の考え方など汎用性・共通性が高い事項について、都道府県等への指導を行っているところである。他方、この路網整備については、土質や地形、気候等の条件、機械や作業システム等を考慮することが必要であることから、各地域の状況に応じた工夫を加えながら進めていく必要があると考えている。
- 2 また、作業路網の作設に係る技術者の育成を推進するため、林野庁では、今年度から、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムモデルの開発、簡易で耐久性のある作業路網作設のための指導者養成研修やモデル林における現地研修等を開始したところである。これらの取組と都道府県による技術者養成研修等の取組により、路網作設技術の向上を図り、併せて低コスト・高効率な作業システムの導入、普及及び定着を促進することとしている。
- 3 このように簡易で耐久性のある構造での路網整備と、それを軸とした低コスト作業システムについては、各地域における取組や知見・実績の集積等を進めつつ、緊急に取り組んでいるところであり、資格制度やルールを設けて制限を加えること等については、少なくとも現段階では時期尚早であり慎重に検討すべき問題と考えている。

(3) 日本の林業機械・部品が海外のものに比べて劣っており、例えば、海外で開発された部品を日本の林業機械で動かそうとしても、動力が足りずに性能を発揮させることができない等との指摘が多くある。日本の林業機械メーカーの競争環境を促すとともに、研究開発への支援を行うなどにより、林業機械の高性能化を推進すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 我が国の森林は、その殆どが急峻な地形であるため、狭くてカーブが急な作業路でも作業可能で、かつ間伐期を迎えている中小径木の処理に適した、小型・軽量のベースマシンを用いた高性能林業機械を中心に開発・普及を行ってきた。
- 2 人工林資源が成熟期を迎えつつある中で、長伐期化など多様な森林整備に対応した高性能林業機械の開発が必要であるため、平成19年度から中大径木の伐採、造材、集材等に対応できる小型で高出力のベースマシン及び部品（アタッチメント）の開発・改良について事業化したところである。

この成果により、中大径木にも対応できる外国製の部品も使用可能となり得ると考える。

(4) 林業機械の購入においては、森林組合の機械購入については補助制度があるが、専業林家や素材生産業者の機械購入については補助制度がなく、イコールフットィングが確保されていないとの指摘がある。農業分野においては、地域担い手経営基盤強化総合対策事業により農業経営者の機械購入への補助があることから、林業においても、イコールフットィングを確保すべきと考えるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 林業機械の購入については、「強い林業・木材産業づくり交付金」及び「森林づくり交付金」において支援しているところであり、森林組合や林業者等の組織する団体等に加え、
 - ① 素材生産量や生産性の一定の要件を満たす林業事業体
 - ② 森林所有者と長期施業受委託契約を締結し、公開している林家や林業事業体についても支援対象としているところである。
- 2 御教示いただいた農業分野の地域担い手経営基盤強化総合対策事業において、経営の効率化について市町村から認定を受けた「認定農業者」が補助を受けることができるように、林業分野の上記事業においても、規模拡大や集約化への取組といった一定の政策性を備える林家や林業事業体については単独で補助を受けることができることとしている。
- 3 木材の安定供給体制の整備及び森林整備の推進のためには、高性能林業機械の導入等による森林施業の低コスト化が不可欠であり、今後とも、必要な助成策の充実について検討して参る考えである。

II 林業経営について

5. 補助対象要件等について

(1) 補助金の算出根拠となる標準単価が、森林組合の作業班の実勢経費を参考としているため、多くの森林組合において実質助成率が規定された補助率を上回っているとの指摘があるが、これらについて検証されているか否か教示願いたい。併せて、検証しているのであれば、その結果を教示願いたい。

(答)

- 1 標準単価は、地域の一般水準の技術により十分成果を期待しうる限度において、各都道府県知事が定めるものであり、標準単価が実態と乖離しないよう、都道府県に対し適時適切に見直すよう指導しているところである。
- 2 標準単価の設定に当たっては、
 - ① 森林組合等に対する調査により実行経費等を把握して設定するほか、
 - ② 施業の実施方法に毎年大きな変化が見られない場合は、作業ごとの歩掛を調査・分析し、年度ごとの労賃単価の変動により補正して設定する
 - ③ 都道府県営事業における予定価格の積算歩掛を参考にして設定する等の方法により対応している。

(2) 補助金については、造林や伐採などの個別の作業を対象にするのではなく、経営改善計画の策定やその実績を対象とし、経営者の育成につなげていく必要があると考えるが、見解を伺いたい。

(答)

1 造林関係補助事業は、地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養等森林の有する多面的機能にかんがみ、社会資本整備として、個々の森林において必要となる整備の内容に応じて行っているところである。

このようなことから、造林関係補助事業を経営者の育成と直接つなげていくことは困難と考える。

2 なお、経営者の育成に関しては、施業の集約化等による経営規模の拡大や生産方式の合理化等による林業生産コストの低減に必要な取組に対して、造林関係補助事業とは別に必要な施策を講じているところである。

II 林業経営について

6. 創業・事業拡大等への支援について

(1) わが国の林業は、経営体数及び就業者数が一貫して減少し、また、就業者の高齢化も進んでおり、後継者不足に直面している状況にある。このような危機的状況から脱し、生産性の大幅な向上と産業としての競争力を回復・強化していくためには、競争環境を整備するとともに、若く意欲のある者の創業や他産業からの林業参入を促すなど、林業を活力ある産業と捉えて新規創業や事業拡大が積極化するような支援策を講ずる必要があると考えられる。これを踏まえ、現在、林業への新規創業や他産業からの参入について、どのような措置を講じており、また、今後、新規創業や他産業からの参入を拡充させるべく、どのような措置を講ずるべきとお考えか、教示願いたい。

(答)

1 森林・林業基本法に基づき、効率的かつ安定的な林業経営を育成し、これらの林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造（望ましい林業構造）を確立するため、林業経営の規模の拡大、生産方式の合理化その他林業経営基盤の強化の促進に必要な施策を講じているところである。

効率的かつ安定的な林業経営を担い得る者が育成され、これらの者が競争することにより、林業の生産性の向上と産業としての競争力の回復・強化を図っていくこととしているところである。

2 また、林業への参入には障壁を設けておらず、既存の事業者以外の者が森林施業の実施に参入されている事例もあり、既存の事業者とともにその能力を向上させることは重要である。このため、例えば、森林整備の技術に関する研修を行う等、新規参入者に対する支援の途も設けているところである。

(2) (1)のとおり新規創業を積極化させるためには、創業時に要する資金調達を支援するのも一つの策である。事実、中小企業の創業支援においては、政策金融においても、民間金融分野においても、様々な融資制度が用意されており、それを利用しやすい環境が整備されている。現在、農林漁業金融公庫において、どのような創業支援融資がなされ、制度化されているか、教示願いたい。

また、今後、新規創業を拡充させるべく、どのような創業支援融資の整備を図るべきとお考えか、伺いたい。

さらに、創業時等の資金調達を円滑化するためには、公的機関による充実した保証制度の存在が重要であるが、林業における保証制度の内容等について、教示願いたい。

(答)

1 農林漁業金融公庫の林業関係資金（以下、「公庫資金」という。）は、林業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金を融通するもので、具体的には、林業者等に対して、森林資源の造成や林業機械の導入等に必要な資金を貸し付けているところである。

現在、公庫資金では、例えば、新たに素材生産業に参入することが確実と見込まれる場合は、林業機械の導入等のための公庫資金の利用が可能となっている。

2 一方、公庫資金以外の制度融資としては、経営改善を目的として先駆的取組等を行う林業者・木材産業事業者を貸付対象とする林業・木材産業改善資金がある。この資金では、新規創業の際に、機械や施設を整備する場合や、林業・木材産業に係る技術の研さん等を目的とする研修を受講する場合に必要な無利子資金を措置しているところである。

3 また、林業における保証制度としては、(独)農林漁業信用基金において、林業者等が必要な資金を民間金融機関から借り入れる際の債務保証を行っており、新規創業する者に対しても債務保証することが可能である。

債務保証に当たっては、所定の審査を経た上で、保証額に応じた保証料を支払うことになるが、保証料については政策的に低い水準に抑えられており、さらに、林業・木材産業改善資金等に係る債務保証に当たっては、保証料を割り引くこととしている。

(3) 如何に優れた技術を保有し、今後の規模拡大に意欲のある林業経営者であっても、これまでの林業が家族型経営を基礎として発展させてきたことから、顧客の開拓に要する営業力や情報収集力が不足している状況にある。特に、これまでの林業は、生産活動のみで経営を成り立たせてきたため、生産活動以降の管理・マーケティング・営業・販売活動に携わる機会を逸していたことから、今後、これらの活動の強化が必要であり、自立した林業経営者を育成・支援するためには、これらの活動への支援が必要と考えられる。これらの支援について見解を伺いたい。

(答)

- 1 我が国の私有林の所有構造は小規模・分散的であること等から、国産材の供給は、大量かつ安定的な供給を求める製材工場等の需要者ニーズに対応しきれていない状況にある。
- 2 このため、林野庁においては、このような需要者ニーズに対応して、国産材を安定的に供給できるよう、施業の集約化や間伐等の低コスト化とともに、生産された国産材原木の需給の結びつけに対して支援を講じているところである。
- 3 具体的には、
 - ① 施業の集約化に伴い把握される原木供給可能量情報をはじめ、地域の林業経営体、林業事業体から原木供給可能量情報を広く収集、集積し、製材工場等需要者に対して提供
 - ② 上記の原木供給可能量情報等を活用して、地域の森林組合等林業事業体など原木の供給者と製材工場等の需要者の双方のニーズを踏まえて、原木の需要と供給を結び付け、営業、販売活動の役割を担う素材流通コーディネーターの育成などに取り組んでいるところである。
- 4 今後とも、このような取組を通じて、原木の販売を通じて森林所有者に利益を還元し得る林業経営の実現に努めていく考えである。

II 林業経営について

7. 品種開発について

(1) 木材の品種開発は公的機関が主体で行われているのか。民間企業が主体で行われているのか。教示願いたい。また、民間企業の品種開発の参入に制限があるか否か教示願いたい。

(答)

1 現在、木材の新品種開発は、独立行政法人森林総合研究所を中心として公的機関において行われているが、民間企業の品種開発の参入に制限はない。

2 林木の新品種開発は、森林造成の基礎となるものであり、

- ① 開発に超長期間を要すること
- ② 広大な事業用地の確保や長期間の維持が不可欠であるなど大きな投資が必要であること
- ③ 開発に必要な育種素材や技術レベルの長期的・安定的な確保・維持が必要であること

に加え、小規模・零細な経営形態となっている森林所有者等の最終需要者に開発経費等を含めた費用負担を課すことは困難であること、投資に見合った利益の回収が見込まず、経営リスクが大きいことから、現在、民間の参入は見込めない状況である。

(2) 今後、マーケットニーズに対応した国際競争力のある品種開発の促進が必要であると考えられる。特に、林業においては、育林に要する期間が長期に及ぶことから、その短縮化に向けた品種開発が不可欠と考えられるが、見解を伺いたい。

(答)

- 1 我が国の主要造林樹種であるスギ・ヒノキは、ポプラ等と比べ成長が遅いものの、年輪幅が狭いことから木目に風合い感があるとともに、建築部材としての高い強度を有している。
- 2 仮に、育林年限を短縮した場合には、年輪幅が広がることによる木材強度の低下や小径材生産となることから、品質が劣化を招くこととなり、国際競争力を強めることと逆行する恐れがある。
- 3 森林は、木材生産機能のほか、国土保全、水源かん養、地球温暖化防止等の公益的機能も有しており、これら多面的機能を十全に発揮させつつ、森林・林業を支える山村の活性化を図ることが必要である。また、循環型社会を構築するための品質・強度等性能の確かな製品を安定して供給できることが求められていることから、適正な整備や優良種苗により健全な森林を育成することが重要である。
- 4 このため、現在、形質や材質等の優れた品種や初期成長が早く下刈り等の保育作業の省力化に資する品種等の開発に取り組んでいるところである。

II 林業経営について

8. 相続税の優遇措置について

林業経営者から、山林の相続税負担が過大であり、相続税を支払う際には、間伐林業から皆伐林業に転換せざるを得ない、との指摘がある。農業分野では、農地の相続税について優遇措置があるが、山林の相続税について優遇措置があるか否か教示願いたい。ある場合は、どのような措置があるか教示願いたい。

(答)

1 山林に係る相続税については、

- ① その評価の面において、保安林について伐採制限の程度に応じて最大80%控除するなどの措置に加えて、
- ② 立木についてその時価を15%減額する、相続人が森林施業計画を継続する場合、立木及び林地の課税価格を5%減額するといった特例措置が講じられているところである。また、
- ③ 当座の資金がないため、延納を行うような場合にも、一定の要件を満たす森林施業計画対象立木については、延納期間の延長(20年又は40年)、延納利子税の引下げ(0.7%)といった特例措置が講じられている。

さらに、平成16年には評価の大幅な見直しが行われ、その結果、幼齢立木の評価について従来に比べて全体で2分の1以下に低減されるなど、相当の負担軽減が図られたものと考えている。

2 このように、山林に係る相続税については、林業の特性を踏まえ見直しを行ってきたところであり、今後とも林業の経営実態等が反映されるよう努めて参りたい。

3 なお、農地については転用、取得・譲渡が厳格に制限され、農業委員会による権利移動のチェック体制が整備されていることを踏まえて納税猶予制度が措置されているが、山林にはこのような仕組みがなく、農地と同等の相続税納税猶予制度の実現は難しいものとする。